

入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局沼津河川国道事務所の「平成 25 年度 沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 25 年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成25・26年度の補償関係コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを条件とするものである。

1 公 告 日 平成 2 5 年 2 月 2 1 日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 大儀 健一

沼津市下香貫外原 3 2 4 4 - 2

3 業務の概要

(1) 業 務 名 平成 25 年度 沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務（電子入札対象案件）

(2) 業 務 内 容

本業務は、沼津河川国道事務所が施行する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償並びに事業施行に伴う損害等の費用負担に関する業務の一部を委託するものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|--------------|-----|
| ・ 調査書等の点検・調製 | 1 式 |
| ・ 用地関係資料の作成等 | 1 式 |
| ・ 記録簿等の作成 | 1 式 |
| ・ 現地確認調査 | 1 式 |

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日を予定している。

(5) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が 1,000 万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地

方整備局が定める価格を設定する業務対象。

4) 2) 及び 3) (予定価格が 500 万以上) に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

6) 電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 経理課

〒410－8567 沼津市下香貫外原3244－2

TEL 055-934-2002 FAX055-934-2059

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書
- ・特記仕様書に示す成果品

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成25年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の補償関係コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別

に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書の提出期限までに平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請を行うこと。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

（2）業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

（3）入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の全てに係る補償業務（用地関係資料作成整理等業務及び用地補償技術補助業務を含む。）。

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係るいずれかの補償業務（同種業務を除く。）。

（4）配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、申請書等の提出期限までに当該登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年理事会決定、以下「実施規程」という。）第 3 条に掲げる物件部門に係る補償業務管理士
- ・ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し、7 年以上の実務の経験を有する者。
- ・ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験 3 年以上を含む 20 年以上の実務の経験を有する者。

※1 「実務の経験」とは、行政機関等の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。ただし、民間コンサルタントにあつては、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務に関する委託又は請負業務（元請業務に限る。）に直接従事した期間の積み上げをいう。

※2 「指導監督的実務の経験」とは、行政機関等の職員時の経験にあつては、「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成 20 年 10 月 1 日付け国土用第 43 号）記 2(5)の定義による経験をいう。また、民間コンサルタントでの経験にあつては、用地調査等共通仕様書第 2 条第 5 号に規定する主任担当者、用地補償技術補助業務委託共通仕様書第 2 条第 3 号の管理技術者及び用地補償総合技術業務共通仕様書第 2 条第 8 号の主任担当者の定義による経験をいう。

（5）配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成 15 年度以降に完了した同種又は類似業務（平成 24 年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、

物件部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の全てに係る補償業務（用地関係資料作成整理等業務及び用地補償技術補助業務を含む。）。

類似業務：登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる登録部門に係るいずれかの補償業務（同種業務を除く。）。

（6）配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- 1）平成 25 年 4 月 1 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 25 年 4 月 1 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

- 2）本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が、1）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去 4 年間の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

（7）技術提案書に関する要件

- 1）入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア) 補償金の算定時の留意点及び違算防止のための対応策について

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・当該業務に関連する土地調査部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ① 技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ② 技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制、特定テーマ）の注記に反する記載がされている場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注の「補償コンサルタント業務」(本業務の対象区域※1に係る業務に限る)を受注している者又はその受注者と資本面・人事面で関係がある者※2は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 入札に参加しようとする者は、本業務の対象区域に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。※3

※1 本業務の対象区域は、沼津河川国道事務所管内(静岡県沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町及び駿東郡小山町)を予定している。

※2 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ① 一方の者が他方の者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ② 一方の者の代表権を有する役員が他方の者の代表権を有する役員を兼ねている場合。

※3 資本的・人的関係がないこととは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
- ② 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと

5 担当部局

〒410-8567 沼津市下香貫外原3244-2

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること

電 話 055-934-2002 F A X 055-934-2059

メールアドレス：keinumaz@cbr.mlit.go.jp

②用地第二課：申請書等の作成に関すること。

電 話 055-934-2004 F A X 055-934-2052

メールアドレス：nmz - youchi2@cbr.mlit.go.jp

6 申請書等の提出等

- (1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」(様式-1)、「資料」(様式-2~7)及び「参考資料」、技術提案書フ

ィールドに「技術提案書」（様式－８～１１）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下
- 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 形式のみ
- ※ ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が 3MB を超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注 1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R 等）に 6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ① 郵送等する旨の表示
- ② 郵送等する書類の目録
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R 等）に 6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・ 提出期間：別表②のとおり。
- ・ 提出先：5 ①と同じ。

※ 注 1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（3）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（4）その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書のうち、競争参加資格確認資料（CD-R 等の電子媒体含む）は、

返却しない。

- ④ 落札者以外の者が提出した技術提案書は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、電子入札システムにより提出した場合には電子入札システムから技術提案書を削除する。紙入札方式により提出した場合には、分任支出負担行為担当官において廃棄するが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。ただし、提出された CD・R 等の電子媒体は、分任支出負担行為担当官において廃棄。
- ⑤ 提出された技術提案書は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。なお、落札者の技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- ⑥ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。
- ⑧ 申請書等に関する問い合わせ先 5 と同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局沼津河川国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5 と同じ。
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで。

8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

- ② 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
- 2) 基本事項評価（技術者）
- 3) 技術提案書
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）×（履行確実性評価に基づく履行確実性度）

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝（基本的事項評価点）＋（技術提案評価点）

基本事項評価点＝基本事項評価点（企業）＋基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 ＝ 1.00 ～ 0

- ② 価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 ＝ 価格点の配分点 × （1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は30点とする。

- ③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を沼津河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10％を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(5) 技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

① 基本事項評価（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 15 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		1
	① 同種業務の実績がある。	1	
	② 類似業務の実績がある。	0	
業務成績	過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。		3
	① 中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上	3	
	② 中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満	2	
	③ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満 ・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合	1	
	④ 以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・過去 4 年間に於いて、中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		2
	① 沼津河川国道事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。	2	
	② 静岡県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。	1	
	③ 上記以外	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。 なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月		- 5

	イ) 文書注意措置後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月		
	① 処分を受けていない。	0	
	② 処分を受けている。	- 5	

② 基本事項評価（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 15 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		2
	① 同種業務の実績がある。	2	
	② 類似業務の実績がある。	0	
業務成績	過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。		4
	① 中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上	4	
	② 中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満	2	
	③ 以下のいずれかの場合 ・ 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満 ・ 過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合	1	
	④ 以下のいずれかの場合 ・ 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・ 過去 4 年間に於いて、中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	0	
地域精通度	過去 10 年間（平成 15 年度以降）の当該事務所周辺での経験について次の順位で評価する。		3
	① 沼津河川国道事務所管内の業務経験がある。	3	
	② 静岡県内の業務経験がある。	1	
	③ 上記以外	0	

※ 上記評価基準に記載する沼津河川国道事務所管内とは、静岡県沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町及び駿東郡小山町をいう。

③ 技術提案書

評価項目		評価基準	得点
実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・目的、条件、内容の理解度 ・本業務における特殊性（業務特性）に基づいた着眼点（課題）等の明確な記載 ・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性 ・当該業務の着眼点（課題）や留意点と、その対応策についての適切な内容の記載の有無	15
業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されており、業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。 ・業務を遂行する上でのより適切な実施体制の確保 ・業務の経験者や専門技術者を配置 ・ミス防止体制の記載があり、その妥当性が高い ・セキュリティ及びコンプライアンス対策の記載があり、その妥当性が高い ・業務を遂行する上での工夫について記載があり、その妥当性が高い 等	10
特定テーマに対する技術提案	〈特定テーマ〉 補償金の算定時の留意点及び違算防止のための対応策について	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。 ・特定テーマの内容の理解度 ・地形、環境、地域特性などの与条件を十分理解し、特定テーマにおける問題点、課題、留意点等が明確に示されている。 ・問題点、課題、留意点に対して既往検討成果や関連技術、関連する技術基準等の最新の技術的知見に基づく技術的工夫等の提案がある。 ・業務の特性等や難易度に応じた高度かつ適切な技術的工夫等の提案がある。 ・その他、工学的知見に基づく具体的な技術的工夫等の提案があ	20

		る。 等	
--	--	------	--

④ 技術提案の履行確実性に関する評価

④－１ 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の３に示す他、以下のとおりとする。

④－２ 履行確実性に関するヒアリング

１) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定主任担当者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

２) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

３) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

４) ３)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の２の資料を以下により提出を求める。

提出先：５①と同じ。

提出期限：追加資料の提出要請日から３日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により３部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R １部）を提出すること。

５) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

６) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

９ 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

（１）質問は、文書（書式自由、ただし規格はA４判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付先 : 5 と同じ。

② 質問の受付期間 : 別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

① 閲覧場所 : 沼津河川国道事務所 経理課

② 閲覧期間 : 回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで

10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により 5 の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

ただし、場合によっては 3 回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

(3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

15 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記8（1）により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とするところがある。

- (2) 予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格等を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第 86 条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）から（２）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限

増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限について、次の 1) 及び 2) を実施するものとする。なお、1) により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報（TECRIS）に登録すること。

- 1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、発注者から調査基準価格以下の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去 4 年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定主任担当者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定主任担当者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定主任担当者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者
- ③ 過去 4 年以内の同種業務で地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における配置予定主任担当者としての経験を有し、過去 4

年間に地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が 75 点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

⑤ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

2) 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去 4 年間の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成 25・26 年度一般競争（指名競争）参加資格の申請をした代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地取得が完了するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と（1）1）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17 品質確保基準価格

- 1) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 「8（5）④－2 履行確実性に関するヒアリング」、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（3）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

18 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5 と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

19 再苦情申立て

- (1) 7 の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び 18 の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
 - ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線 2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

20 契約書作成の要否

用地調査等請負契約書により契約書を作成するものとする。

21 支払条件

前金払 無し 部分払 3 回以内

22 火災保険付保の要否 否。

23 関連情報を入手するための照会窓口 5 と同じ

24 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式－1～11（A4判））のとおりとし、文字サイズは 10 ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本入札説明書①競争参加資格確認資料に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、また記載内容が正確に明記されていない場合は無効とし、競争参加資格を与えないこととする。

（1）競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－1）により作成するものとする。

（2）競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

① 競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の業務拠点等	【様式－3】記載内容 ・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・ 入札参加希望者間の資本的・人的関係の有無を記載する。 ・ 入札参加希望者と本業務に係る関係権利者との間の資本的・人的関係の有無を記載する。 ・ 発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先を記載する。
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	【様式－4】記載内容 ・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成 15 年度以降に完了した業務とし、平成 24 年度完了予定も対象とする。 ・ 記載する業務の件数は最大 4 件とする。

	・記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚以内に記載する。 【様式－４－２】記載内容 ・入札参加希望者が過去４年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績が無い場合は、過去４年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－４－２に記載する。 ・様式－４に過去４年間の他機関から受注した同種又は類似業務の実績を記載し、同じ業務を様式－４－２に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－４と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。 ・記載する業務の件数は最大４件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚以内に記載する。
配置予定主任担当者の経歴等	【様式－５】記載内容 ・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・平成２５年４月１日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 また、全ての手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・配置予定主任担当者が過去に受注した当該事務所周辺での業務経験を１件記載する。 ・記載する業務は平成１５年度以降に完了した業務とし、平成２４年度完了予定も対象とする。なお、業務経験は発注機関を問わない。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	【様式－６】記載内容 ・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成１５年度以降に完了した業務とし、平成２４

	年度完了予定も対象とする。 ・記載する業務の件数は最大4件とする。 ・記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 【様式－6－2】記載内容 ・配置予定主任担当者が過去4年間に中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の受注実績がない場合は、過去4年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－6－2に記載する。 ・様式－6に過去4年間の他機関から受注した同種又は類似業務の実績を記載し、同じ業務を様式－6－2に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－6と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。 ・記載する業務の件数は最大4件とする。 ・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	【様式－7】記載内容 ・1社単独で、※印に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。 ※他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・登録規程に基づく土地調査部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門の登録状況を記載すること。 ・当該業務に関連する土地調査部門、機械工作物部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者が不在の場合は、当該部門に係る補償業務管理士の保有状況を記載する。

② 業務実績等を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書及び業務の内容が確認できる資料（例えば業務計画書又は数量総括表等）の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務

について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、配置予定主任担当者の請負業務で従事した実績の場合で、契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料が諸般の事情により、写しが提出出来ない場合は、誓約書（自由様式）を提出することとし、誓約書に虚偽の記載があった場合は、申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止の処置を行うものとする。

また、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写し（補償業務管理者の場合は、「補償コンサルタント登録申請書」、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写し。補償業務管理士の場合は、「補償業務管理士登録証」の写し。）を提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認ができないことから提出資料の不備として、参加資格を与えないこととする。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１１）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することができる。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

提出書類について、技術提案書の内容に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容が正確に明示されていない場合は無効とし、競争参加資格を与えないこととする。

また、様式に記載する際、提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。記載されている場合には競争参加資格を与えないこととする。

① 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－９とし、Ａ４判２枚以内に記載する。

業務実施体制	・ 本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－１０とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
特定テーマ	・ 特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 「補償金の算定時の留意点及び違算防止のための対応策について」を簡潔に記載する。 ・ 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない ・ 記載様式は様式－１１とし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。

25 その他の留意事項

- １） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ２） 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- ３） 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- ４） 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- ５） 本業務を受注した者は、本業務の履行期間中に当該事務所が発注する「補償関係コンサルタント業務」（本業務の対象区域に係る業務に限る。）（補償関連部門を除く。）の入札に参加してはならない。
- ６） 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定主任担当者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- ７） 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く毎日、９時００分から１８時００分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- ８） システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも

公開している。

9) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5 へ連絡すること。

10) 競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請者及び配置予定主任担当者の業務成績に係る過去4年間の補償コンサルタント業務の平均点を参考資料として「参考資料様式」に記載し、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付し提出すること。

なお、当該資料は、参考資料であり、競争参加資格確認申請書及び技術提案書ではない。

11) 業務成績における「過去4年間」とは、平成20年度～平成23年度を示す。

12) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成25年度の予算が成立し、予算示達され、かつ平成25・26年度の補償関係コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた場合とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

13) 参考として、「設計業務等における新たな積算手法について」は、下記 URL に積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２５年　３月１５日
②	申請書等の提出期間	平成２５年　２月２２日から平成２５年　３月　８日 までの１０時００分から１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成２５年　２月２２日から平成２５年　３月１８日 までの１０時００分から１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成２５年　３月２８日１０時００分から 平成２５年　３月２９日１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成２５年　４月　１日１３時００分 沼津河川国道事務所入札室
⑥	調査基準価格未満で入札した 者に求める追加資料の提出期 限	別途通知する ※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX による提出は受理しない。
⑦	履行確実性に関するヒアリン グ	別途通知する

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 大儀 健一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成25年2月21日付けで公告のありました「平成25年度沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 大儀 健一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成25年度
沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務

競争参加資格確認資料

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成25年2月21日付けで公告のありました「平成25年度沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

・入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

・入札参加希望者の中立性・公平性

入札参加希望者間の資本面・人事面の関係 (該当する番号に○を記載する。)	
1. 有り	2. 無し
入札参加希望者と本業務の対象区域に係る関係権利者との資本面・人事面の関係 (該当する番号に○を記載する。)	
1. 有り	2. 無し

・発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

会社名	
部署	
連絡者	
メールアドレス	
T E L	
F A X	

・入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名：

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRIS の登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、同種又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚に記載する。

・入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名：_____

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載(過去４年間))

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、同種又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績を様式－４に記載し、同じ業務を様式－４－２に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－４と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

・配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日			
③所属・役職				
④保有資格（資格名、登録番号、取得年月日） ◎資格（補償業務管理者、補償業務管理士） ※保有する全ての部門、登録番号、取得年月日を記載する。 ※内容が確認できる書面の写しを添付すること。 <記載例> 補償業務管理者（部門：〇〇〇）、登録番号：補〇－〇、取得年月日：H〇．〇．〇 補償業務管理士（部門：〇〇〇）、登録番号：〇〇〇〇、取得年月日：H〇．〇．〇 その他（名称：〇〇〇士）、登録番号：〇〇〇〇、取得年月日：H〇．〇．〇 ◎〇〇〇部門に係る補償業務について7年以上の実務の経験 ※内容が確認できる書面の写しを添付すること。 ◎補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験 ※内容が確認できる書面の写しを添付すること。				
⑤手持業務の状況（平成25年4月1日現在）、契約金額500万円以上（但し、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。）				
業務名 （TECRIS 登録番号）	業務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥当該事務所周辺での業務実績（平成15年度以降（平成24年度完了予定も対象に含む））				
業務地域 （都道府県・市町村名）	業務名 （TECRIS 登録番号）	発注機関	履行期間	受注会社名

※保有資格の内容が確認できる書面の写しを添付すること。

※当該地域での業務経験が確認できる書類の写しを提出すること。

・配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

業務の分類				
	土 地 調 査	土 地 評 価	物 件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRIS の登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

・配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載(過去4年間))

業務の分類				
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載し、該当する部門に○を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種又は類似業務の受注実績を様式－6に記載し、同じ業務を様式－6－2に記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－6と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載し、記載内容が確認できる書類の写しを提出すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１社単独で注２に記載されている再委託等がある場合、業務の分担について記載するものとする。なお、１社単独で、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・補償コンサルタント登録状況

資 格	部 門	登録番号	登録年月日	変更年月日 ^(注)
補償業務管理者	土地調査部門	補 ー	年 月 日	年 月 日
	機械工作物部門	補 ー	年 月 日	年 月 日
	営業補償・特殊補償部門	補 ー	年 月 日	年 月 日

注：補償コンサルタント登録の新規登録若しくは更新登録以降に補償業務管理者の変更があった場合は、変更年月日を記載する。

※ 記載内容が確認できる「補償コンサルタント登録申請書」、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出すること。

・補償業務管理士の保有状況

資 格	部 門	保 有 状 況 ^(注)
補償業務管理士	土地調査部門	
	機械工作物部門	
	営業補償・特殊補償部門	

注：当該業務に関連する部門に係る補償業務管理者が不在の場合は、各部門の資格保有状況の有無を記載する。

※ 補償業務管理士の保有状況が確認できる部門別の資格保有者の名簿（自由様式）、若しくは部門別補償業務管理士のうち１名分の「補償業務管理士登録証」の写しを提出すること。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 大儀 健一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成25年度
沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務

技 術 提 案 書

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成25年2月21日付けで公告のありました「平成25年度沼津河川国道用地関係資料作成整理等業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に入札説明書「6．申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

注3) 見積書の提出がある場合は、電子メールにより入札説明書「5．担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

ただし、提出資料の容量が3MBを超える場合には、注1)と同様。

・実施方針

※A４判２枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

・業務実施体制

※A４判１枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

・ 特定テーマ

補償金の算定時の留意点及び違算防止のための対応策について

※A4判2枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。

業務成績についての参考資料

入札参加希望者の中部地方整備局発注業務における過去４年間（平成20年度～平成23年度）の補償コンサルタント業務

業務	補償コンサルタント業務
評点対象登録件数	件
業務成績平均点	点

配置予定主任担当者の中部地方整備局発注業務における過去４年間（平成20年度～平成23年度）の補償コンサルタント業務

配置予定主任担当者氏名：

業務	補償コンサルタント業務
評点対象登録件数	件
業務成績平均点	点

※記載された件数、平均点の根拠となる業務名及び業務成績が解る一覧資料を添付して下さい。

なお、業務成績平均点は、少数第２位四捨五入の少数第１位止め。